

令和8 年度 鹿児島県手話施策推進協議会

日 時： 令 和 8 年 8 月 6 日（木）
午前 10 時から 正午まで
場 所： 県庁行政庁舎 18 階特別会議室

会 次 第

1 開会

2 保健福祉部長あいさつ

3 議題

(1) 令和7 年度県の主な手話関連施策の取組実績について…資料1

(2) 令和8 年度県の主な手話関連施策の取組計画について…資料2

(3) 意見交換

4 閉会

鹿児島県手話施策推進協議会 名簿

番号	区 分	所 属 等	役 職	氏 名	出 欠 (代理出席者名)
1	当事者	一般社団法人鹿児島県聴覚障害者協会	副会長	寿福 三男	出 席
2		鹿児島市聴覚障害者協会	—	茶屋道 輝代	出 席
3		川薩地区ろうあ協会	会 長	福元 幸一	出 席
4		鹿児島県中途失聴者難聴者協会	会 長	種子田 千博	出 席
5	手話通訳 団 体	鹿児島県手話通訳問題研究会	会 長	横溝 和恵	出 席
6		鹿児島県手話通訳士協会	会 長	綾織 瑞代	出 席
7		鹿児島県手話サークル連絡協議会	会 長	出森 俊郎	出 席
8	学校関係	鹿児島県立鹿児島聾学校	校 長	川添 智博	欠 席
9		鹿児島県立鹿児島聾学校PTA	副会長	坂口 公将	出 席
10	事業者 関 係	NPO法人NPOデフNetwork かごしま	代 表	澤田 利江	出 席
11		鹿児島県経営者協会	専務理事	濱上 剛一郎	出 席
12	学 識 経 験 者	鹿児島国際大学	名誉教授	蓑毛 良助	出 席
13	行 政	鹿児島市障害福祉課	課 長	山下 和彦	出 席
14		曾於市福祉介護課	課 長	吉田 竜大	出 席
15		奄美市福祉政策課	課 長	當田 加奈子	欠 席
16	事務局	保健福祉部障害福祉課 障害者支援室	室 長	建野 弥生	出 席
17		総務部広報課	課 長	川村 和彦	出 席 (広報係長 島名 さやか)
18		商工労働水産部雇用労政課	課 長	田之上 勇二	出 席 (課長補佐兼雇用支援係長 田中 健志)
19		教育庁特別支援教育課	課 長	小久保 博幸	出 席 (課長補佐兼学事助成係長 前野 健一郎)
20	オブザーバー	鹿児島県視聴覚障害者情報センター	センター長	志茂 伸俊	出 席

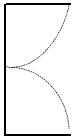
座 席 図

議 長 席

司会

保健福祉部長
障害者支援室長
広報課長
雇用労政課長
特別支援教育課長

事務局



視聴覚障害者情報
センター長

オブザーバー

PC

要約
筆記
者

PC

山下委員
鹿児島市障害福祉課長

吉田委員
曾於市福祉介護課長

濱上委員
鹿児島県経営者協会

種子田委員
鹿児島県中途失聴者難聴者協会

寿福委員
鹿児島県聴覚障害者協会

茶屋道委員
鹿児島市聴覚障害者協会

福元委員
川薩地区ろうあ協会

坂口委員
鹿児島県立鹿児島聾学校PTA

澤田委員
NPOデフNetwork
かごしま



PC



蓑毛委員
鹿児島国際大学名誉教授



横溝委員
鹿児島県
手話通訳問題研究会



綾織委員
鹿児島県
手話通訳士協会



出森委員
鹿児島県
手話サークル連絡協議会



手話通訳者

傍 聴 席

記 者 席

鹿児島県手話施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例（令和2年鹿児島県条例第7号。以下「手話言語条例」という。）第17条の規定に基づき、鹿児島県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 手話言語条例第7条第2項の規定により、障害者施策推進協議会に意見を述べること。
- (2) 手話言語条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、ろう者、手話通訳者、学校関係者、事業関係者、学識経験者、関係行政機関の職員等により構成する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、知事が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課障害者支援室で処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に任命される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず令和5年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

県内の聴覚障害者・手話通訳士等の状況

1 身体障害者手帳所持者（令和8年3月31日現在）

単位：人・％

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
手 帳 所 持 者	25,596	13,467	13,583	20,525	4,850	6,552	84,573
うち	288	1,780	1,093	2,559	15	3,527	9,262
聴 覚 障 害	(3.1)	(19.2)	(11.8)	(27.6)	(0.2)	(38.1)	(100)

（参考1）身体障害者手帳所持者の推移（各年度3月31日現在）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
手 帳 所 持 者	92,717 人	91,083 人	89,348 人	88,391 人	86,946 人	84,573 人
うち聴覚障害	9,906 人	9,785 人	9,659 人	9,592 人	9,458 人	9,262 人

（参考2）身体障害者手帳における聴覚障害の程度（身体障害者福祉法施行規則別表）

級別	基 準
2 級	・両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上（両耳全ろう）
3 級	・両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上（耳介に接しなければ大声語を理解し得ない）
4 級	・両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上（耳介に接しなければ話声語を理解し得ない） ・両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50％以下
6 級	・両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上（40 cm以上の距離で発声された会話を理解し得ない） ・一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上

※ 聴覚障害は、1 級と 5 級の区分がない（2 つ以上の重複する障害がある場合は、障害の程度を勘案して当該等級より上の級にできる）。

2 手話通訳士・手話通訳者（各年4月1日現在）

区 分	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	内 容
手話通訳士	30 名	32 名	33 名	36 名	国認定の試験機関が実施する手話通訳技能試験(受験資格は 20 歳以上の者)に合格し、登録された者(裁判、記者会見等の専門的な通訳が可能)
手話通訳者	68 名	67 名	72 名	71 名	市町村等が実施する手話奉仕員養成講座(期間約 2 年間)を修了した後、都道府県等が実施する手話通訳者養成講座(期間約 3 年間)を受講して、全国統一試験に合格し、登録された者(手話通訳活動が可能)
計	98 名	99 名	105 名	107 名	

※ 鹿児島県視聴覚障害者情報センター手話通訳派遣名簿登録者